

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

### 2. 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に示された基本理念や考え方に基づくとともに、国の「男女共同参画基本計画」及び群馬県の「群馬県男女共同参画基本計画」を考慮した上で、市が男女共同参画社会の実現のために取り組むべき課題や目標を明らかにし、施策を具体的に示すものです。
- (2) この計画は、「沼田市第五次総合計画」に基づき、その部門計画として位置づけるとともに、他の関連計画とも整合性をもちます。
- (3) 計画策定に当たっては、市民の代表等から構成される「沼田市男女共同参画計画策定委員会」と庁内の関係職員で組織する「男女共同参画庁内推進会議」とともに、沼田市男女共同参画社会に関する市民意識調査の結果を考慮したうえで、広く市民の意見を反映しています。
- (4) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。
- (5) 男女共同参画社会は、行政のみの取組により実現するものではなく、広く市民、地域社会及び企業などに理解と協力を求め、家庭、地域及び職場での実践を期待するものです。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間とし、今後の社会情勢の変化などにより必要に応じて見直しを行います。

## 4. 計画の体系

